

農林水産省告示第千三百十一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十九条第二号イ4）及び第四十三条第二号イ4）の規定に基づき、農林水産大臣が定める基幹的な作業を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年九月二十八日

農林水産大臣 松岡 利勝

一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十九条第二号イ4）の農林水産大臣が定める基幹的な作業は、さとうきびの栽培に関するものうち、耕起及び整地、株出管理、植付け又は収穫とする。

二 規則第四十三条第二号イ4）の農林水産大臣が定める基幹的な作業は、かんしよの栽培に関するものうち、育苗、耕起及び整地、畝立て（マルチ栽培（土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する栽培方法をいう。）を行う場合にあつては、土壌被覆作業を含む。）、植付け又は収穫とする。